

固定資産税（家屋）課税標準の特例適用申告書

令和 年 月 日

大 竹 市 長 様

所有者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

法人等の番号（ ）

地方税法附則第 64 条（※）に規定する先端設備等に該当する家屋に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和 2 年 12 月 31 日以前は附則第 62 条

特例対象家屋について（先端設備等）

家屋の所在地 例) 大竹市〇〇×丁目△番地口 (登記家屋は家屋番号を記入)	床面積	建設着手年月日	取得価額 (円)
	うち事業用	取得年月日	
(家屋番号 )	m <sup>2</sup>	・ ・	
	m <sup>2</sup>	・ ・	
(家屋番号 )	m <sup>2</sup>	・ ・	
	m <sup>2</sup>	・ ・	
(家屋番号 )	m <sup>2</sup>	・ ・	
	m <sup>2</sup>	・ ・	
(家屋番号 )	m <sup>2</sup>	・ ・	
	m <sup>2</sup>	・ ・	
(家屋番号 )	m <sup>2</sup>	・ ・	
	m <sup>2</sup>	・ ・	

注意事項

※特例対象家屋は設置される設備の取得価額の合計が 300 万円以上の新築の事業用家屋です。

※特例対象家屋の取得価額は 120 万円以上が対象です。

※償却資産（構築物含む）については、毎年行われる償却資産の申告の種類別明細書の摘要欄等に特例対象資産であることを明記し、課税標準の特例の申告をしてください。（償却資産申告書には、市の認定書（写し）及び認定を受けた計画書（写し）、工業会証明書（写し）の添付が必要です。）

## 添付書類

- ・家屋の建設着手年月日，取得年月日及び取得金額の分かる資料  
（工事請負契約書，引渡書の写し等）
- ・対象家屋が計画に含まれている先端設備導入計画に係る認定申請書一式（写し）及び大竹市から交付を受けた認定書（写し），工業会証明書（写し）  
（※償却資産申告書に添付済みの場合は不要です。）
- ・対象家屋の平面図，配置が分かる図面など（様式は任意）
- ・その他必要な書類